

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
認定医審査施行細則

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）第7条の規定に基づき、認定医審査に関し必要な事項を定める。

第2条 申請者は、次の各号に定める認定医申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書(様式1)
- (2) 本会認定医資格審査表(様式2)
- (3) 履歴書(様式3)
- (4) 本会指導医1名の推薦書(様式4)
- (5) 本会が行う倫理利益相反委員会企画講演の受講研修履歴のコピー
- (6) 認定医申請患者一覧表(様式5)と治療に関する資料(様式6、様式7)
- (7) 認定医認定申請料(郵便振替払込金受領証のコピー)
- (8) 歯科医師免許証のコピー

2. ただし、日本歯科専門医機構認定歯周病専門医及び海外大学歯学部大学院において歯周病専門プログラムを修了している者は、認定証のコピーを提出し、(5)(6)は免除する。

第3条 認定審議委員会による認定医審査は、毎年1回以上実施し、本会は3か月前までに認定医審査の公示を行うものとする。

第4条 認定医審査

認定医審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

1. 書類審査「症例提出用テンプレート」(ppt, pptx版)を用いること。

- (1) 歯周炎患者1症例を提出すること。
- (2) 歯周ポケット4mm以上の部位が全体の30%以上、かつ歯周ポケット6mm以上が3歯以上存在している歯周炎症例であること。
- (3) 症例はメインテナンス又はSPT（歯周治療終了後6か月以上経過していること）まで進んでいて、適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。
- (4) 原則として基本的な歯周外科処置（フラップ手術等）が含まれていること。
- (5) 症例記録資料は症例の概要が理解できるようにすること。原則として歯周外科処置の写真を添付すること。
- (6) 初診時、メインテナンス又はSPT時の口腔内写真、歯周組織検査表、デンタルエックス線写真を添付すること。

2. 筆記試験

- (1) 筆記試験は、歯周病全般の臨床的専門的知識に関する事項について行う。

第5条 合否判定

認定審議委員会は総合的な審査を行い、その合否結果を本会理事会に報告する。

2. 合否判定の細則、審査方法は別に定める。

第6条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成15年6月28日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成18年6月17日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成22年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成25年6月14日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成26年3月16日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年9月6日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成29年6月23日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年6月22日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和2年3月31日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和3年5月9日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和6年6月17日より施行する。